

## 「週休2日交替制モデル工事」試行要領 新旧対照表

改正前	改正後
<p><b>(試行の対象)</b></p> <p>第3 週休2日交替制モデル工事の試行対象は、県土整備部が発注する工事で「週休2日工事」試行要領（平成28年6月8日県土整備部技術企画課定め。以下「週休2日工事」試行要領という。）に定める発注者指定型又は受注者希望型としての発注が困難な工事（港湾工事及び営繕工事は除く。）とする。ただし、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の工事は対象外とすることができる。</p> <p>2 週休2日交替制モデル工事は、入札公告（指名通知）及び特記仕様書において、週休2日交替制モデル工事の試行対象である旨を記載するものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">入札公告（指名通知）例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>5 その他の事項 本工事は、週休2日交替制モデル工事の試行対象工事である。</p> </div> <p style="padding-left: 20px;">特記仕様書記載例（第1章第〇条に記載するものとする。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>第〇条 休日の確保 本工事は、週休2日交替制モデル工事の試行対象工事である。 試行に当たっては、「『週休2日交替制モデル工事』試行要領」に基づき行う。 試行要領は、宮崎県ホームページから入手できる。 <a href="http://www.pref.miyazaki.lg.jp/gijutsukikaku/shakaikiban/kokyojigyo/syukyu2kamoderu.html">http://www.pref.miyazaki.lg.jp/gijutsukikaku/shakaikiban/kokyojigyo/syukyu2kamoderu.html</a></p> </div> <p>3 「週休2日工事」試行要領に定める受注者希望型として発注した工事において、受注者から週休2日交替制モデル工事として実施したい旨の希望があり、工事着手前に発注者との協議が整ったときは、週休2日交替制モデル工事の対象とすることができる。</p>	<p><b>(試行の対象)</b></p> <p>第3 週休2日交替制モデル工事の試行対象は、県土整備部が発注する工事で「週休2日工事」試行要領（平成28年6月8日県土整備部技術企画課定め。以下「週休2日工事」試行要領という。）に定める発注者指定型としての発注が困難な工事（港湾工事及び営繕工事は除く。）とする。ただし、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の工事は対象外とすることができる。</p> <p>2 週休2日交替制モデル工事は、入札公告（指名通知）及び特記仕様書において、週休2日交替制モデル工事の試行対象である旨を記載するものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">入札公告（指名通知）例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>5 その他の事項 本工事は、週休2日交替制モデル工事の試行対象工事である。</p> </div> <p style="padding-left: 20px;">特記仕様書記載例（第1章第〇条に記載するものとする。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>第〇条 休日の確保 本工事は、週休2日交替制モデル工事の試行対象工事である。 試行に当たっては、「『週休2日交替制モデル工事』試行要領」に基づき行う。 試行要領は、宮崎県ホームページ <a href="#">(トップ&gt;しごと・産業&gt;公共事業・建築・土木&gt;技術基準&gt;「週休2日交替制モデル工事」の試行について)</a> から入手できる。</p> </div> <p>3 「週休2日交替制モデル工事」として発注した工事において、受注者から「週休2日工事（受注者希望型）」として実施したい旨の希望があり、工事着手前に発注者との協議が整ったときは、同要領に定める受注者希望型の対象とすることができる。</p>

**附 則**

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日以降に予算執行何を行う工事から適用する。